

「経済産業省・地域の持続可能な発展に向けた政策の在り方研究会」 報告資料

地域においてオーガナイザーになり得る各法人形態 (株式会社、一般社団法人、NPO法人等)

2020年8月4日
学習院大学 松元暢子



さくまサン
GAKUSHUIN UNIVERSITY
©'12,'17 Gakushuin

Q. 検討課題

地域の持続可能な発展に向けた活動を行う主体が使用可能な法人形態は複数ある。どのような視点で法人形態を選択すればよいか？

【本報告で検討対象とする法人形態】

- 株式会社
 - 一般社団法人
 - 公益社団法人
 - NPO法人（特定非営利活動法人）
 - 認定NPO法人（認定特定非営利活動法人）
- 「認定」。パブリック・サポート・テスト（事業年度中の3000円以上の寄付者の合計人数が平均して100人を上回ること等）を満たす必要がある。

1. 視点①：営利法人と非営利法人の区別

- **分配規制 (non-distribution constraint)**
- 株式会社などの**営利法人**は、利益を上げ、社員（株主）に分配する。
- **非営利法人**であっても、利益を上げるとは認められるが、社員（注：従業員の意味ではなく、株主のような会社の構成員の意味。）に対して分配（配当）することが制限される。
- このことが、どのような意味を持つか？⇒予定している**資金調達方法**との関係で検討が必要。
 - 社員（株主）に対して配当を行う予定があるなら（＝出資者からの資金調達を予定しているなら）、**営利法人**（株式会社等）を選ぶ必要がある。



- 非営利法人の場合には、原則として法人の資産が社員に分配されることはない。
 - ⇒ 寄付金が社員への分配の原資にされてしまうということがないため、寄付者としては、寄付した金額が、より確実に、本来の目的（ここでは地域振興の目的）に使用されることを期待できる。（Hansmann(1980)）
 - ⇒ 運営資金の多くの部分を寄付金で調達することを予定しているなら、**非営利法人**を選ぶのがよいかもしれない。

2. 視点②：ミッション・ロックの有無

ミッション・ロック*の有無（*ここでは、法人の「定款に記載された目的」が変わらないかという意味で用いている）

□ 株式会社の場合

- 定款は株主総会の特別決議で**変更可能**（会社法466条、309条2項11号）
⇒当初、「地域振興」を当該法人の第一の目的に掲げていたとしても、その後株主構成が変わったり、株主の意見が変わったりして、株主の多数が株主利益重視の姿勢を採った場合には、定款が変更される可能性がある。
*株式会社の取締役には一般的に株式会社の利益を最大化するように行動することが求められる。そのため、株式会社の取締役が、会社の利益を上げることも地域振興等の目的を優先した場合には、理論的には「善管注意義務」（会社法330条・民法644条）違反が問題となる。この点は、全ての株主が「地域振興」を会社の第一の目的とすることで合意していれば実際には問題にならないが、上述のように、株主構成が変わったり、株主の意見が変わったりした場合には難しい問題が生じる。

□ 一般社団法人の場合

- 定款は社員総会の特別決議で**変更可能**（一般法人法146条、49条2項4号）



□ 公益社団法人の場合

- 「公益目的事業の種類又は内容の変更」には行政庁の認定が必要（公益認定法11条1項2号）
⇒公益目的事業が**大きく変わることは考えにくい**。

□ NPO法人の場合

- 目的を変更するには所轄庁の認証が必要（NPO法25条3号）
⇒目的が**大きく変わることは考えにくい**。

3. 視点③：アセット・ロックの有無

アセット・ロック*の有無（*ここでは、資産が当初の目的のために使用されることが確保されているかという意味で用いている。）

- 前提として
 - 法人に対して使途を指定して寄付が行われた場合には、負担付贈与になると考えられる。但し、目的外使用が行われたとしても、エンフォースメントは難しい。
 - 信託を設定すれば資産が特定の目的のために使用されることが確保されるが、中小規模の法人の場合、信託の設定と運用のコストを賄うことは負担になる可能性がある。

【残余財産の取扱いについて】

□ 株式会社の場合

- 残余財産の分配に制限なし。
⇒アセット・ロックがかかっていない。

□ 公益社団法人の場合

- 公益認定取消しの場合や法人が消滅する場合には、財産が類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与される（公益認定法5条17号）
⇒公益目的のために拠出された資産は**公益目的のために使用されることが確保されている。**

□ NPO法人の場合

- 残余財産は他のNPO法人等に帰属する（NPO法11条3項、32条）
⇒公益目的のために拠出された資産が**公益目的のために使用されることが確保されている。**

□ 一般社団法人の場合

- やや分かりにくい。残余財産を社員に対して分配することをあらかじめ定款に書いておくことは禁止されているが、実際に解散することになった段階で社員総会の決定により残余財産を社員に分配することは禁止されていない。
⇒アセット・ロックとしては不十分な側面がある。

4. 視点④：意思決定機関 —誰がどのように組織の意思決定をするのか

□ 株式会社の株主総会

- 1株1議決権の原則⇒出資金額の大小によって影響力が変わる。
- 株式譲渡自由の原則により、株式は自由に譲渡されるが、定款に規定することで譲渡制限を行う（株式譲渡を行う際に会社の承認を要求する）ことは可能。
 - ⇒ 営利法人の中でも、「**合同会社**」の法人形態を用いれば、各社員が持つ議決権を柔軟に設計することができる。但し、合同会社はその柔軟性がメリットとなる反面、良くも悪くもオーダーメイドのできる制度であり、パッケージとして準備されているというわけではないので、弁護士等の専門家からの十分なアドバイスが得られる環境でなければ活用することが難しいかもしれない。

□ 一般社団法人、公益社団法人の社員総会

- 1人1票
- 誰が社員になるかは、定款で定める。

□ NPO法人の社員総会

- 「各社員の表決権は、平等とする。」（NPO法14条の7）

5. 視点⑤：税制上の優遇を受けられるか

公益法人などの主な課税の取扱い

	公益社団法人 公益財団法人	学 校 法 人 更生保護法人 社会福祉法人	宗 教 法 人 独立行政法人 日本赤十字社 等	認 定 N P O 法 人 特 例 認 定 N P O 法 人	非営利型の 一般社団法人 一般財団法人(注1) NPO法人	一般社団法人 一般財団法人
根拠法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	私立学校法 更生保護事業法 社会福祉法	宗教法人法 独立行政法人通則法 日本赤十字社法 等	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (法人税法) 特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
課税対象	収益事業から生じた所得にのみ課税 ただし、公益目的事業に該当するものは非課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	全ての所得に対して課税
みなし寄附金 (注2) ※損金算入限度額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②みなし寄附金額のうち公益目的事業の実施に必要な金額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	あり ※所得金額の20%	あり (特例認定NPO法人は適用なし) ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	なし	なし
法人税率 (所得年800万円までの税率)(注3)	23.2% (15%)	19% (15%)	19% (15%)	23.2% (15%)	23.2% (15%)	23.2% (15%)
寄附者に対する優遇 (注4)	あり	あり	あり (宗教法人等を除く)	あり	—	—

(注1) 非営利型の一般社団法人・一般財団法人：①非営利性が徹底された法人、②公益的活動を目的とする法人
(注2) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業（公益社団法人及び公益財団法人にあっては「公益目的事業」、認定NPO法人にあっては「特定非営利活動事業」）のために支出した金額について寄附金の額とみなして、寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入
(注3) 平成24年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用される税率
(注4) 特定公益増進法人に対する寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額まで損金算入
一般寄附金の損金算入限度額：(資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%)×1/4
特別損金算入限度額：(資本金等の額の0.375%+所得金額の6.25%)×1/2

財務省ウェブサイト掲載資料を転載
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c05_1.pdf

⇒ 寄付金による資金調達をメインとする場合や、収益事業で一定規模の収益を上げる見込みである場合には、「公益社団法人」や「認定NPO法人」となることを検討する必要がある。

6. その他のいくつかの視点

視点⑥：設立の容易性

- **株式会社**や**一般社団法人**は設立が容易（準則主義）
- **公益社団法人**になるための「公益認定」を受けるのは容易ではない
- **NPO法人**を設立するには「認証」が必要だが、簡単なものとされる（太田(2012)64頁）。
- **認定NPO法人**になるための「認定」を受けるには、パブリック・サポート・テスト等の要件を充たす必要があり、難しい。

視点⑦：法人の透明性（含：外部からの監督）

- **公益社団法人**の場合には、毎年の行政庁に対する事業報告の提出や数年に一度行われる立入検査を含めた行政庁の監督を受ける。
⇒外部からの監督が入るという点で、透明性が高い法人だといえる反面、対応コストもかかる。

7. まとめ

	株式会社	一般社団法人	公益社団法人	NPO法人	認定NPO法人
①分配規制との関係	・配当を行うことができるので、「出資者」を募って資金調達をすることができる。	・配当を行うことができないことで、ある種の信用（資金が地域のために使われる可能性が高いという信用）が得られる可能性がある。⇒「寄付」が集まりやすい可能性 ・非営利法人の場合には、社員に対して配当を行うことはできない。⇒「出資者」にお金を出してもらうことはできない			
②ミッション・ロックとの関係	×	×	○	○	○
③アセット・ロックとの関係	×	△	○	○（NPO法11条3項、32条）	○（NPO法11条3項、32条）
④意思決定機関	・1株1議決権 ・種類株式の制度はある。	・一人一議決権 ・定款で別段の定めをすることは可能（一般法人法48条）	・原則：一人一議決権 ・公益認定法5条14号ロ：議決権に関する定款の定めがある場合について「不当に差別的な取扱いをしないものであること」「社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取り扱いを行わないものであること」⇒金額に応じて議決権を付与することを禁止	・「各社員の表決権は、平等とする。」（NPO法14条の7第1項）	同左
⑤税制優遇との関係	×	△	○	△	○
⑥設立の容易性	○	○	×	△	×
⑦外部からの監督	なし	なし	行政庁による監督	所轄庁（都道府県等）による監督（但し、抑制的とされる（太田(2012)88頁））	所轄庁（都道府県等）による監督

8. 参考：イギリスのCommunity Interest CompanyとアメリカのB-Corp

□イギリスのCommunity Interest Company(CIC)

- 株式会社等がCICになることができる（設立当初からCICとして設立することもできるし、既存の株式会社がCICに転換することもできる）。
- コミュニティーの利益のために活動を実施する法人であり、**株主に対する剰余金の分配が一定の限度に制限される。**
- CICになるためには、「Community Interest Test（コミュニティー利益テスト）」を充足することが必要。基準は、「合理的な人物であれば当該法人の活動はコミュニティーの利益のために実行されていると考える」かどうか。
- 株式会社であるCICの場合、**株主に対する配当の上限は配当可能利益の35%までに制限される。**
 - ⇒少なくとも65%はコミュニティーの利益の実現のために利用するか、事業に再投資することが求められる。
 - ⇒**一定のアセット・ロックが備わっている。**
- CICが解散する場合には、株主に対する残余財産の分配は各株主の払込金額が上限とされ、残りは他のCICか公益法人、公益信託に分配される。
 - ⇒**一定のアセット・ロックが備わっている。**

⇒営利法人と公益法人の中間形態ともいえる。具体的な数値基準が課せられている（利益の65%はコミュニティーの利益の実現等に利用される）ことにより、「**倫理的消費（エシカル消費）**」を行う顧客を惹きつける**可能性**があるか。

8. 参考：イギリスのCommunity Interest CompanyとアメリカのB-Corp（続き）



B-Labのウェブサイト掲載資料を転載
(<https://bcorporation.net/certification>)

* **B-Corp**とは民間団体である**B-Lab**の独自の社会性についての認証を受けた会社を指す。これに対して、**Benefit Corporation**とは、アメリカの各州が制定した法律に従ってBenefit Corporationとして設立・運営されている会社を指す。B-Corpの制度を参照して各州のBenefit Corporationについての立法がされたという経緯がある。また、現在、B-Labは、B-Corpに対して、Benefit Corporationの仕組みが利用できる場合にはBenefit Corporationとなることを要求している。

□ アメリカのB-Corp

- 「B-Lab の認証を受けた法人は B-Corp と呼ばれ、B-Lab による支援等を得ることができるほか、全世界的なブランド力が得られることがメリットと言われる。この認証を受けるためには、経営の透明性や社会的パフォーマンス、定款の記載等について、B-Lab の策定した厳しい基準を満たす必要がある。」（経産省研究会報告書(2016年)）

⇒日本でも、認証制度を作ること検討の余地があるかもしれない。認証を受けた法人は、消費者に対して、地域振興のために積極的に活動していることや適切な情報開示をしていることをアピールできる。

□ 参照：アメリカのBenefit Corporation

- 公益（public benefit）を創出 する目的を持たなければならない法人、又は公益を創出することを意図された 法人等と位置づけられる。
- 公益についての報告書を提出することが要求される。
- 例えば、カリフォルニア州では、benefit corporation の取締役は、その行為が株主のみならず、従業員、公益目的の受益者としての顧客、地域や社会、環境等に与えるインパクトについても考慮すべき義務を負う。
- 公益取締役の選任が要求される州もある。

参考文献

Henry Hansmann (1980), The Role of Nonprofit Enterprise, 89 Yale L. J. 835

太田達男(2012)『非営利法人設立・運営ガイドブック』（公益法人協会）

経済産業省・地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会「地域を支えるサービス事業主体のあり方について」
(2016年4月。https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/service_jigyo/pdf/report01_01_00.pdf)

高橋真弓(2016)「営利法人形態による社会的企業の法的課題—英米におけるハイブリッド型法人の検討と日本法への示唆（一）、
（二・完）」一橋法学15巻2号237頁、同3号19頁

畠田公明(2013)「社会的利益を追求する営利会社—アメリカの社会的営利会社（Benefit Corporation）を中心として」福岡大学法学論業57巻4号533頁

拙著(2015)『非営利法人の役員の信認義務』（商事法務）

拙稿(2017)「営利法人による公益活動と非営利法人による収益活動」NBL1104号13頁（商事法務）

拙稿(2018)「民間の活動を後押しするイギリスのチャリティ制度改革」ビジネス法務Vol.18 No.2 146頁（中央経済社）

拙稿(2018)「公益組織に対して用途を指定して行われた寄付の法的性質と用途の変更」樋口範雄・神作裕之編『現代の信託法』258頁（弘文堂）

Thank you!

